

第1条（会員）

本人会員は、本特約及びIt's the card 会員規約を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

本カードは、株式会社ヤマノホールディングス（以下「ヤマノホールディングス」という）とSMB Cファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という）が提携して発行するもので、It's the card 会員規約第1条の提携会社をヤマノホールディングスとし、「It's the card」と称します。

第3条（キャッシングサービスの手数料率）

キャッシングサービス利用額の手数料はIt's the card 会員規約第30条(2)の規定にかかわらず、次の通りです。

①一括払い

会員は、利用額及び利用額に対し、利用日の翌日から支払日までを年13.50%で日割り計算した（1年を365日とする。ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ）金額の手数料をお支払いいただきます。

②リボルビング払い

支払額は、毎月の締切日におけるリボルビング払い利用残高に応じ、下表に定める金額となります。（ただし、入会時期により異なります）。その支払額には、前回支払日の翌日から支払日までを年13.50%の日割り計算により、算出した手数料を含みます。初回支払分については利用日の翌日から支払日までを年13.50%で日割り計算した金額の手数料をお支払いいただきます。また、当該利用残高に手数料を加算した額が最低支払額未満になった場合はその債務全額を、また当該利用残高が所定可能枠を超過した場合はその超過額全額、又は会社の定める金額と毎月の約定支払額を合算した額をお支払いいただきます。

A：平成20年1月7日以前に入会の会員（平成17年7月以前入会の一部会員を除く）

利 用 残 高	毎月の支払額
100,000円以下	5,000円
100,001円以上 200,000円以下	10,000円
200,001円以上 300,000円以下	15,000円
300,001円以上 400,000円以下	20,000円
400,001円以上 500,000円以下	25,000円

利 用 残 高	毎月の支払額
500,001円以上 600,000円以下	30,000円
600,001円以上 700,000円以下	35,000円
700,001円以上 800,000円以下	40,000円
800,001円以上 900,000円以下	45,000円
900,001円以上	50,000円

B：平成17年7月以前入会の一部会員及び平成20年1月8日以降に入会の会員

利 用 残 高	毎月の支払額
200,000円以下	10,000円
200,001円以上 400,000円以下	20,000円
400,001円以上 600,000円以下	30,000円

600,001円以上 800,000円以下	40,000円
800,001円以上	50,000円

※一括払いの支払期間・支払回数は、1ヵ月・1回

※リボルビング払いの支払期間・支払回数は、利用残高及び支払方式に応じ、お支払元金と利息を完済するまでの支払期間・支払回数となります。なお、リボルビング払いのご利用可能枠内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高が変動するため、支払期間・支払回数・支払期日・支払金額も変更となります。

(例) 利用額100,000円で元利定額方式リボルビング払いの場合

*上記A の会員の場合24 ヶ月・24回

*上記B の会員の場合11 ヶ月・11回

※利用にあたり元金・手数料（遅延損害金を含む）以外に負担する金額はありません。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

登録番号 東海財務局長(14)第00166号